

守口市職員労働組合  
中央執行委員長 志鎌 克巳 様

守口市長 西端 勝樹



2019 年年末・一時金要求に対する回答について

- 1 給料の改定は、国の改定に準じて平成 31 年 4 月 1 日から実施する。  
本年度の年末一時金は、期末手当 1.3 か月、勤勉手当 0.975 か月の計 2.275 か月とする。  
なお、令和 2 年度以降の一時金については、国に準じて 6 月期、12 月期ともに、期末手当 1.3 か月、勤勉手当 0.95 か月の計 2.25 か月とする。
  - 2 期末・勤勉手当の役職者加算制度を廃止する考えはない。
  - 3 勤勉手当を廃止する考えはない。
  - 4 再任用職員の年末一時金は、期末手当 0.725 か月、勤勉手当 0.45 か月の計 1.175 か月とする。  
また、正規職員以外の賃金・一時金は、条例の規定に基づき正規職員と同様の措置を講じる。
  - 5 育児休業中の職員の一時金については、現行どおりとする。
  - 6 年末一時金の支給日は、12 月 10 日とする。
- 人事・給与制度について、次のとおり見直しを行う。
- (1) 令和 2 年 4 月 1 日より国に準じ、住居手当の改定を実施する。  
手当の支給対象となる家賃額の下限を引上げ (12,000 円→16,000 円) 及び手当額  
の上限を引上げ (27,000 円→28,000 円)
  - (2) 令和 2 年 4 月 1 日より会計年度任用職員制度を導入する。
  - (3) 令和 2 年 4 月 1 日より再任用職員の勤務形態について短時間勤務 (ハーフタイ  
ム) を廃止する。

※ 給与改定分については、12 月議会議決後、速やかに支給する。